



## Headline

- 🚩 二国間クレジット-ポスト京都をにらんだ新たな戦略-
- 🚩 【連載】世界の法規制 - 化学物質規制③
- 🚩 【連載】東南アジア諸国における環境法 - マレーシア③
- 🚩 グリーンビルセミナーについて

## 二国間クレジット ～ポスト京都をにらんだ新たな戦略～

CDM (Clean Development Mechanisms) は Complicated Development Mechanism や China Development Mechanism と揶揄されるほど複雑となり、実施されたプロジェクトも一部のホスト国やプロジェクトカテゴリーに偏ってしまった。CDMの制度作りから約10年経つが、全ての国を満足させ、環境十全性を満たしつつ単純化した市場メカニズム制度を作り上げることの困難性を感じる。このCDMの状況を踏まえて、経産省は新しいクレジット削減制度である二国間クレジット制度を昨年提案した。二国間で協定を結び、日本の得意な低炭素技術を用いた温室効果ガス削減プロジェクトを途上国で実施し、確認できた温室効果ガス削減分をクレジットとして日本が獲得するという、ポスト京都を見据えた新たなクレジット創出スキームである。例えば、石炭火力発電はCDM化しづらいプロジェクトだが、途上国では石炭火力への要望が根強い。そこで高効率の石炭火力発電所を途上国へ輸出し、そこで生じた温室効果ガス削減分をクレジットとして日本に持ち込むことで、途上国での低炭素技術促進に貢献するとともに日本の削減目標である25%にも寄与できる。基本的な考えはCDMと同じであるが、複雑な国連の認証制度を経る必要はなく、二国間で決めた枠内でお互いが認めれば良いことになる。市場メカニズムを採用する場合に最も重要なクレジットの需要を生み出す仕組みや、創出したクレジットの信頼性を確保するための制度作りはまだ見えてこない。弊社は二国間クレジットのモデル事業である経産省の「平成22年度地球温暖化対策技術普及等推進事業」に参加し、特にクレジットの信頼性に影響を及ぼすMRV (Measurement, Reporting and Verification) について頭を悩ませている。ポスト京都はすぐそこに迫っており、二国間クレジットを世界に認めってもらうには早急に制度作りを行い、COP17の土俵に上げる必要がある。

### 日本企業への影響

早ければ2012年度から事業化されると言われている二国間クレジットの制度設計作りは急速に進むと予想する。実現した場合、CDMと比べてより早く、簡単にクレジットを生み出せる新たな枠組みが登場することになり、温室効果ガス削減の一つのツールになる可能性は高い。

仲尾 強 ([tsuyoshi.nakao@erm.com](mailto:tsuyoshi.nakao@erm.com))

### 【連載】世界の法規制 - 化学物質規制 ③

今回は欧州 CLP 規則を取り上げる。CLP 規則とは、2009年1月に発効された EU 規則で、正式名称を「Regulation (EC) No 1272/2008 on Classification, Labelling and Packaging of substances and mixtures (有害物質の分類、表示および包装に関する欧州議会および理事会規則)」と言う。本規則は、EUにおける化学品の分類、表示、包装に関する規則であり本規則により国連 GHS を EU に導入している。CLP 規則により、EU 域内の物質・混合物の製造者、輸入者、又は川下使用者は、原則として EU 域内で製造、輸入される全ての化学品について、EU 域内に上市される前に危険有害性の分類を実施する必要がある。さらに、分類の結果、危険有害性分類項目に一つでも該当した物質又は混合物は、ラベル表示、規定に従った包装を実施することが求められる。分類については、CLP 規則附属書 I に基準が定められており、これに基づいて製造者、輸入者、川下使用者は物質・混合物を分類する必要がある。また、EU 域内の製造者、輸入者は、REACH 規則の登録対象物質、又は、危険有害性分類項目の一つでも該当した物質又は混合物中の物質について、期限までに欧州化学品庁 (ECHA) に分類結果を届出する必要がある。単一物質の分類、表示、包装要件の施行日は 2010 年 12 月 1 日から、また 2010 年 12 月 1 日前に上市された物質・混合物に対する届出期限は、2011 年 1 月 3 日まで、2010 年 12 月 1 日以降に上市された物質・混合物の届出期限は、上市後 1 ヶ月以内の期限である。ECHA の発表によると、1 月 3 日までの届出数は 3,114,835 件、物質数は 24,529 であった。この数は ECHA が予測していた数よりはるかに少ない。2010 年 12 月 1 日以降に上市された物質・混合物の届出は、上市後 1 ヶ月以内の期限であるため、今後届出件数は継続的に増加すると考えられる。

### 日本企業への影響

EU 域内へ単一物質を輸入する日本企業で、未だ分類を実施していない企業は直ちに分類を実施する必要がある。分類で、危険有害性分類項目の一つでも該当した場合は、ラベル表示と規定の包装を実施することが推奨される。ECHA は 5 月に分類及び表示のインベントリーを公開する予定で、同一物質に対して異なる分類をした企業は、公開された分類を使用しなければならない。混合物に関する施行開始は 2015 年であるが、情報入手にかかる期間や分類作業の複雑性を考慮し、可能な限り早く準備をすることが望まれる。

小林佑美子 ([yuko.kobayashi@erm.com](mailto:yuko.kobayashi@erm.com))

## 【連載】東南アジア諸国における環境法 ③ ～マレーシア～

今回はマレーシアの環境法について述べる。マレーシアの環境規制は1974年に施行された Environmental Quality Act (EQA)にて定められており、土壌・地下水汚染に関しては Section 24（土壌汚染の規制）及び Section 25（地下水汚染の規制）に、禁止される行為や罰則などが規定されている。しかし、現時点では一律の基準値等は定められておらず、企業等が汚染対策を実施する際にはオランダ介入基準、米国環境保護庁の定める基準、あるいは世界保健機構（WHO）の定める基準などを使用しているのが実情である。さらに実務上は、環境省が汚染の有無の判断やその浄化・管理方法等を決めることとなっているので、必要に応じて行政当局とのやりとりを行い、対策の計画やゴールの設定を行っている。

新しい取り組みとして、「Draft Malaysian Standard: Guidelines For Developing And Implementing Early Action For Site Remediation（マレーシア基準ドラフト：汚染された土地の応急対策に関するガイドライン）」が挙げられる。このガイドラインは、有害物質が漏洩した時に、人体や動物に対する影響を防止するためにおこなう応急対策の内容を決定するプロセスを示している。すなわち、漏洩に関する情報（物質の種類や漏洩の場所や量など）や想定される地質・地下水に関する情報をもとにして、概念的なモデル

（Conceptual Site Model）を作成し、その汚染の拡散経路や範囲を想定、そして人体や動物にどのように、どの程度の影響を与える可能性があるかを判断する。判断の過程には基準値等の数値は出でず、「リスク」を低減することを目的とした考え方に基づいたプロセスが示されている。なお、対策方法としてフェンスの設置、排水の管理、中和のための薬品の使用などが列挙されている。

### 日本企業への影響

紹介したガイドラインは、経済成長に伴って工業化が進んでおり、今後汚染された土地が増えないように、というマレーシア行政の方向性を示したものと考えられる。一方、応急時ではなく、すでに発生した土壌地下水汚染については、その事例ごとに汚染状況、土地の用途、土地所有者の経済的な状況、対策実施期間などを勘案して、欧米的な手法で対策目標が定められる。コンサルタントには多様な方法を評価できる知識と、その中から最適な方法を選定できる経験が求められる。

長尾一平 ([ippei.nagao@erm.com](mailto:ippei.nagao@erm.com))

## 弊社主催のグリーンビルセミナーについて ～アジアにおけるケーススタディ～

弊社は2月24日に東京ミッドタウンにて、サステイナブルな建物であるグリーンビルについてセミナーを開催する。このセミナーでは、弊社のグリーンビルディング専門家が新築ビルを対象としたプロジェクトと既存ビルを対象としたプロジェクトのケーススタディを紹介する。はじめのケーススタディでは、都心の再開発プロジェクトを紹介し、グリーンビルプロジェクトにおける設計上の特徴とアジアの LEED

（Core and Shell）認証の取得への課題を議論する予定である。また別のケーススタディでは、複数のプロジェクトを例として、それぞれについて、エネルギー削減の目標、グリーンビルを取得することへの動機、LEED 認証取得までの流れ、資源の有効利用のアプローチについて比較をする。サステイナブルな建築設計のクラス A オフィスビル建設に関するケーススタディでは、丸の内の高層ビル群の中で、およそ20階建てでクラス A 複合用途オフィスビルを建設し、LEED（Core and Shell）認証の取得を目指している再開発事業プロジェクトを紹介する。このケーススタディでは、どのようにビルオーナー、設計者、弊社がサステイナブルな建物の開発に力を注いできているのか、また、LEED の認証取得の課題について説明をする。二つ目の既存ビルにおける資源有効利用と持続可能な活用についてのケーススタディでは、ソウルで初めて LEED 認証取得した ING タワーを含め、4つの既存グリーンビルプロジェクトについて解説する。サステイナビリティの推進という共通の目標を持つ中で、各々のプロジェクトでの、オーナー、ファンド、エネルギー削減対象、LEED 認証取得目標などの相違点と各プロジェクトの特徴を通して、今後のグリーンビルディングの動向を提供する。

尾藤文弥 ([fumiya.bitto@erm.com](mailto:fumiya.bitto@erm.com))

Newsletter全般に関するお問合せ：[info.japan@erm.com](mailto:info.japan@erm.com)  
次回の Newsletter は2011年4月18日頃発行予定